

■新年のご挨拶



明けましておめでとうございます。

消費者市民ネットとうほくは、2017（平成 29）年 4 月 25 日に適格消費者団体の認定を受け、6 年目を迎えます。お陰様で、「ネットとうほく」には、東北各地から多くの相談が寄せられ、常時、30 件近い継続案件を審議しています。当検討委員会には、弁護士・相談員らとともに、東北各地の学者らにも参加頂き、毎回、楽しく充実した雰囲気の中で精緻な議論を闘わしています。

また、当団体が従前提訴していた消火器の訪問販売の事案で、仙台地裁令和 3 年 3 月 30 日判決は、中途解約をした顧客に残余代金の一括払義務を課す条項等、多くの条項の無効・差止めを認めたものの、「クーリング・オフの行使を困難にする条項」、「専属管轄条項」、「代理人として署名した者に債務を負担させる条項」、「全契約条項の差止(使用禁止)」は認められず、控訴審での審議が続いておりましたが、令和 3 年 12 月 16 日、仙台高裁（小林久起、鈴木圭子、山崎克人裁判官）は、当方の主張を全て認める全面勝訴判決を言い渡しました。とりわけ、日本語として理解困難な不明確条項が多く存在する約款につき「条項全部が無効となる」旨主張した点につき、消契法 8 条又は 10 条により無効となる条項が多数含まれ、これら関連する契約条項が全体として一体のものとして消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項となり信義則に反して消費者の利益を一方的に害する契約条項となっているものと評価され、消費者契約法 10 条により、前記契約条項全部が無効となる」旨判示してくれました。約款の全条項を無効とする判断は、おそらく全国でも初めての判断と思われ、こうした判断を高裁レベルで獲得できたことを当団体一同喜んでいくところです。

当団体の研究会「消費者被害事例ラボ」では、ご講演頂いた学者の方々の講演内容を「第 2 巻 先端消費者法問題研究」(民事法研究会)と題して発刊し、東北地方の各大学にも寄贈させて頂きました。今年も、第 3 巻の発刊に向けて頑張っていく所存です。

今年も「ネットとうほく」は、全国の適格消費者団体の方々と連携し、相協力しながら、より活発に活動を展開していく所存です。皆様のご支援とご協力を切にお願いし、年頭のご挨拶に代えさせていただきます。

今年もどうぞ宜しくお願い致します。

2022 年 1 月

特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく
理事長・弁護士 吉岡和弘



■(株)防災センターに対する差止請求訴訟 仙台高等裁判所で全面勝訴！！

2021年12月16日、株式会社防災センター（2社）を相手方とする差止請求訴訟の控訴審で、仙台高等裁判所で判決言渡しがありました。中途解約をした顧客に残余代金の一括払義務を課す条項等の差止めをはじめとする全ての契約条項や勧誘行為等の差し止めが認められ、ネットとうほくの全面勝訴という内容でした。



これまで、本件訴訟にご支援・ご協力をいただいた皆様、大変ありがとうございました。

<判決に至る経緯>

株式会社防災センターは、主に宮城県や東京で消火器の訪問販売を行っている業者ですが、消火器リースと称して期間10年の契約を締結させ、顧客からの中途解約を制限する条項とともに、やむなく解約をした場合には残余代金を一括して支払うものとする条項、その他リース契約にみられるような顧客に重い義務を負わせる不当条項を多数盛り込んだ契約書を使用し違法・不当な営業を行っています。そればかりではなく、「全国一有利な料金」「家庭に消火器を設置することは条例で義務づけられている」などの不実告知や虚偽の内容が書かれたチラシによる勧誘を行っているため、各地の消費生活センターにも多くの苦情相談が寄せられていました。

2018年7月に、仙台地方裁判所に本件の訴えを提起した後、当初被告としていた東京都大田区蒲田に本店を置く法人のほかに、首都圏において、中央区日本橋に本店を置く株式会社防災センター（別法人だが同一名称で代表者も同一人）が消火器の訪問販売を行っており、東京で同社を当事者とする裁判が行われていることが判明しました。そこで、2019年12月20日に、同社に対しても差止請求訴訟を提起し、仙台地裁で法人2社を被告として併合審理が続けられました。

仙台地方裁判所の裁判は2021年1月26日に結審し、3月30日に判決が言い渡されました。仙台地裁は、防災センターの多数の契約条項及び勧誘や広告が違法不当なものであることを認定して、当方の請求の多くが認められました。

しかし、防災センターは、この判決を不服として、仙台高裁に控訴しました。そこで、ネットとうほくも、一審で敗訴した部分について附帯控訴し、両者の不服申立部分について控訴審での審理が行われました。

<判決の概要>

控訴審の裁判は、昨年11月10日に結審し、12月16日に判決が言い渡されました。仙台高裁では、ネットとうほくが不服として争った原審敗訴部分の条項を含む、全ての契約条項や勧誘行為等の差し止めが認められ、当方の全面勝訴という内容でした。控訴審判決の概要は、以下のとおりです。

1 不当条項の使用禁止

消費者契約法8条ないし10条に基づき、顧客が中途解約をした場合には残余料金相当額（10年分の全料金）を一括して支払う条項（違約金条項）やリース契約に一般的に見られる借主に重い負担を課す条項（解約制限、消火器の維持管理責任など、当方が請求した各条項の使用禁止を認めるとともに、それに止まらず、防災センターが使用している契約書の全ての契約条項を使用することを禁じました。

上記の違約金条項については、地裁判決では、消費者契約法 9 違反を理由に差止が認められていましたが、控訴審では、当方が主張した消費者契約法 10 条違反による差し止めが認められました。

2 不当勧誘の禁止

仙台地裁判決と同様に、特定商取引法 58 条の 18 第 1 項に基づき、防災センターは勧誘に際して以下のような行為をしてはならないとして、防災センターによる不当な勧誘を禁止する請求が認められました。

- 勧誘主体を誤認、混同させる内容を告げないこと
- 住宅用消火器との違いを告げないこと
- 防災センターの契約が全国一有利な料金等と告げること
- 全ての消火器に点検義務があると告げること
- 全国の家庭に消火器の設置を義務づける条例があると告げること

このうち、「住宅用消火器との違いを告げないこと」は地裁判決では請求が認められなかったのですが、高裁では逆転勝訴となりました。

3 広告の制限

景品表示法 30 条 1 項 1 号 2 号に基づき、防災センターが使用するチラシに以下の表示をしてはならないとして、防災センターによる不当表示を禁止しました。

- 契約が全国一有利である
- 当該消火器が最高級ブランドである
- 防災センターが提供する各種サービスは無料である

控訴審判決の詳細及び判決文は、ネットとうほくのホームページで公表しておりますので、ご覧ください。

<本判決の意義>

防災センターは、20 年近くも前から、宮城県内を中心に、上記勧誘文言のような違法・不当な勧誘による消火器の訪問販売を行い、高齢者を中心に多大な被害を生じさせてきました。同社が、度重なる行政処分にもかかわらず、悪質な商法を継続してきたことに対し、仙台高裁は、その営業が違法であることを認め、そのような営業を全面的に差し止めることを命じており、その内容は、これまでの差し止め請求訴訟には見られない厳しいものです。

また、個別の問題条項の差し止めにとまらず、契約条項の全てを消費者契約法により無効として差し止めを認めるという判決はこれまでの例がないものであり、悪質商法による被害救済のための画期的な法理論ということができます。

この判決を通じて、適格消費者団体の差止請求訴訟には、業者の個別的な契約文言や勧誘行為を停止させるだけでなく、悪質業者の違法・不当な商法それ自体を抜本的に止めさせるという、強力な機能が備わっていることを認識しました。

防災センターが、本判決を不服として最高裁判所に上告をする可能性は残っておりますが、長きにわたって続いた防災センターによる被害が、このような判決を機に根絶されることを期待しています。



■2021 年度第 4 回「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

2021 年 11 月 18 日 (木) 18 時 30 分から、仙台弁護士会館において、2021 年度第 4 回消ラボを開催しました。Zoom での参加も含めて 20 名が参加しました。

今回は、「特定適格消費者団体の集団的被害回復制度の手続的諸問題 (今後の課題)」をテーマに、東北大学の今津綾子准教授が講義を行いました。



講師 今津綾子准教授

特定適格消費者団体による訴訟の裁判例が一定程度蓄積され始めたことから、当団体も特定適格消費者団体を目指す団体として、同団体の意義・可能性を再確認するため、本テーマが取り上げられました。

事例の紹介として、4 つの裁判例について争点や裁判所の判断も含め、詳細な説明がなされました。多数の被害者がいる中で、被害救済の対象範囲をどのように考えるか、提訴の時点で慎重に判断されなければならないという点は、本訴訟特有の問題であろう点が確認できました。

また、成果としては、訴訟に至る前に事業者が任意に返金等の対応を行うケースも増えているという点があげられる一方、課題として、訴訟手続自体の使い勝手の悪さがあるとのことでした。例えば、事業者が財産がなければ実際に被害を回復することができないことから、保全手続が不可欠であるところ、「範囲」や「総額」を明らかにすること自体容易ではないことや対象財産の特定の困難性などがあるとの指摘がありました。

さらに、被告としては事業者のみが認められており、法人の代表者や従業員が外されている点において、被害回復の実効性にも疑問があるなどの話もありました。

さらに、簡易確定手続についても、通知・公告費用は特定適格団体側で負担しなければならない建付けになっていること、被害回復手続を把握していない消費者の救済をどのようにすべきか、といった問題があることが報告されました。

これらの報告の後、意見交換の場面では、「行政・国が、事業者の言う『濫訴』の危険を防ごうとハードルを高くしすぎているために、使い勝手が悪くなりすぎており、改善が必要であろう。」という意見や「制度の改善に向け、当団体でも積極的に意見を言っていく必要がある。」といった意見などが出されました。

次回は、1 月 20 日 (木) 18 時 30 分から、「定期購入問題」をテーマに、尚絅学院大学の栗原由紀子教授が講義を担当します。引き続き、Zoom での参加も受け付けております。会員の皆さまは、是非ご参加ください。

■損害保険協会東北支部と意見交換会を開催しました。

2021 年 11 月 24 日、仙台弁護士会館で、損害保険協会東北支部との意見交換会を開催しました。ネットとうほくからは、理事 3 名と事務局 1 名が参加しました。

損害保険協会からは、台風、豪雨、地震などの自然災害の後に、高齢者等の自宅を訪問し、損害保険の利用による修理を勧誘する業者との間で住宅修理トラブルが増加していることが報告されました。



主なトラブルの内容は、保険金が支払われるように被害診断をして手続きを代行する等の勧誘により保険金請求手続きによる住宅修理を勧めるものですが、中には、補修が保険金の対象になるか疑問があるケースや、保険金が出なくても手数料を請求されるケースもあり、消費者庁からも注意喚起がされているのですが、一向に減る傾向にないとのことでした。

ネットとうほくからは、トラブル増加の要因や、トラブルを起こしている業者の情報提供の可否などを質問し、今後の対応について意見交換を行いました。

ネットとうほくでも、ホームページを通じた啓発やニュース・講演会などで本件トラブルに関するチラシを配布するなど、被害防止に向けた協力を行うことにしました。皆様も同様の事例を見かけたときは、ご注意いただくとともに、ネットとうほくへの情報提供をお願いいたします。

■電話相談会開催中

9月より月2回開催している無料電話相談も残すところ後4回となりました。通常は、情報提供として受付けていますが、この電話相談会では、弁護士が直接相談を受付けます。

1回線しかないので、電話が繋がりにくいこともあるかと思いますが、不当な契約条項や紛らわしい広告等ありましたら、下記専用ダイヤルまでお電話ください。

実施日：1月7日、28日、2月9日、28日

受付時間：13：00～16：00

専用電話：022-341-2010

※詳細はHPをご覧ください。

■講演会開催のお知らせ

2月19日（土）10時30分から仙台弁護士会館4階ホールにて、

講演会「**気候変動と消費者**」を開催します。



地球温暖化による気候変動への不安や危機意識が広がる中、今、何が問題となっているのか、消費者として知っておかなくてはならないことを学び、持続可能な消費者市民社会形成のために、どう行動すべきかを一緒に考えてみませんか？

講演会は感染防止対策を行った上で開催いたします。また、Zoomでの参加も可能です。皆さまのご参加をお待ちしています。

日時：2022年2月19日（土）10：30～12：30（受付10：10～）

場所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2-9-18）

講師：長谷川 公一 氏（尚絅学院大学大学院特任教授・東北大学名誉教授）

※詳細は同封のチラシ、HPをご覧ください。

■適格消費者団体のご紹介

今年度新たに適格消費者団体に仲間入りした団体をご紹介します。

☆消費生活ネットワーク新潟（2021年10月20日）

これにより、適格消費者団体は22団体となりました。また、同日、消費者支援ネット北海道（ホクネット）が被害回復裁判手続きを行うことのできる特定適格消費者団体に認定されました。消費者機構日本（COJ）、消費者支援機構関西（KC's）、埼玉消費者被害をなくす会（なくす会）に続き4団体目の認定となります。

■リレーエッセイ

第19号から始まったリレーエッセイが、早いもので25回目となりました。今回の担当は、理事の島山幸夫司法書士です。

みやぎ青葉の会という団体の事務局長をしています。正式名称は「宮城県クレジット・サラ金問題を解決する会」です。会員相互の理解と助成により、クレジット・サラ金（消費者金融）問題に悩む方とその家族の更正と救済、そして業者の害悪を追放することを目的として1984年に設立した、クレ・サラ被害者の会です。弁護士、司法書士、一般市民が世話人となって活動しています。

全国の裁判所に申し立てられた個人の自己破産件数は2003年には24万件にも上りましたが、2006年の貸金業法の改正や、借り手に有利な最高裁判決に基づく過払い金返還請求の増加等により、2015年には6万件まで減少しました。その後は横ばいが続き、2020年には7万1678件となっています。

私は司法書士になって20年になりますが、自己破産件数がピークの頃は、社会人に成りたての低所得の若者でも、短期間にサラ金業者等から次々と容易に借り入れることができ、500万円前後の負債を抱えることはざらで、いよいよ首が回らなくなってから青葉の会に相談に訪れる方が多かったように思います。

現在では、貸金業者からの借入には総量規制が設けられたため、サラ金業者等の借入額は総じて減少しているものの、一方で対象外の銀行等の借入の比重が大きくなっています。

また、宮城県内では、東日本大震災の被災時に役場から借り入れた災害援護資金の償還が負担となり、生活に苦しんでいる方もいらっしゃいますし、借入額の多寡はあれども、借金問題は今も深刻な問題です。

ギャンブルや浪費によって多重債務者となる方もいないわけではありませんし、クレジットや金利の仕組みを理解し収入以内の生活を心がけることは重要です。一方、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少する中、今や貯蓄もないまま突然失業してもおかしくない時代ですから、生活困窮の埋め合わせに借り入れをしなくても済むよう、社会保障等の公的なセーフティネットはもっと積極的に充実したものであるべきだと思います。

【発行元】内閣総理大臣認定 適格消費者団体 NP0 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp